

副

第 15 回黒潮町議会 6 月定例会会議録

令和 7 年 6 月 6 日 開会

令和 7 年 6 月 12 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 6 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
6 月 7 日	土	休 会	休 会
6 月 8 日	日	休 会	休 会
6 月 9 日	月	休 会	委員会
6 月 10 日	火	休 会	委員会
6 月 11 日	水	休 会	一般質問
6 月 12 日	木	休 会	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質 疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第53号

令和7年6月第15回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月30日

黒潮町長 大西 勝也

記

- | | | |
|---|-----|-----------------|
| 1 | 期 日 | 令和7年6月6日 |
| 2 | 場 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

令和7年6月6日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1 番	澳 本 哲 也	2 番	浅 野 修 一	3 番	小 松 孝 年
4 番	山 本 牧 夫	5 番	宮 川 徳 光	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 依 伸	8 番	水 野 佐 知	9 番	青 木 浩 明
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	矢 野 昭 三	12 番	山 本 久 夫
13 番	濱 村 美 香	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	谷 純 大
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 課 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 酒 井 真 哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1 番 澳 本 哲 也 2 番 浅 野 修 一

令和7年6月第15回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和7年6月6日 9時00分 開議

日程第1 議席の変更

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第14号及び第16号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第7号から第13号まで及び第15号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 7 号 黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 黒潮町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算について

議案第 15 号 令和 7 年度黒潮町 GIGA スクールタブレット購入の物品売買契約の締結について

議案第 16 号 令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算について

議 事 の 経 過

令和7年6月6日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和7年6月第15回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第10号から16号までが町長から、報告第17号から19号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配布をしております文書表のとおりです。

陳情第12号を総務教育常任委員会に、陳情第13号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、町長及び議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって、報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第1、議席の変更を行います。

議会の申し合わせにより、議席を変更致します。

議席は、会議規則第3条第3項の規定により、ただ今着席しているとおりと致します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 奥本哲也君、及び2番 浅野修一君を指名します。

日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月12日までの7日間に決定しました。

日程第4、議案第14号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算について、及び議案第16号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

おはようございます。

本日は、令和7年6月第15回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、今議会へ提案させていただきます議案について説明させていただきます。

提案させていただきます議案は、議案第7号黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第16号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算についてまでの10議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の一部改正が7件、補正予算が2件、物品売買契約の締結が1件となっております。

それでは、議案第14号、ならびに議案第16号について、説明させていただきます。

まず、議案第14号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3,540万4,000円を追加し、歳入歳出総額を116億7,540万4,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、総務費では、総務管理費においてシステム改修に係る事業費106万4,000円の追加、徴税費定額減税補足給付金において、不足額給付に係る事業費3,403万8,000円の追加、選挙費参議院議員選挙費において、その他委員等報酬に係る経費30万2,000円の追加による予算を計上させていただきます。

農林水産業費では、歳出予算の追加の補正はございませんが、財源組み換えの予算を計上させていただきます。

これらの各種事業の歳出に対応するための歳入は、国庫支出金及び町債となっており、収支の調整を基金繰入金で行っております。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行っております。

次に、議案第16号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3億380万1,000円を追加し、歳入歳出総額を119億7,920万5,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、昨今の厳しい財政状況の中、歳出抑制のみに頼る財政改革ではなく、住民ニーズに迅速に対応するための財源確保として、本年10月のふるさと納税の制度改正を控え、これまで内製で進めてまいりましたふるさと納税業務を外注し、制度改正対応及びふるさと納税寄附金の増を目指すもの、ならびに、ふるさと納税と親和性の高いクラウドファンディングを円滑に進めるための積極的な情報発信等関連経費でございます。

このことにより、総務費において、3億380万1,000円の追加による予算を計上致しております。

これらの歳出に対応するための歳入は寄附金となっており、収支の調整を基金繰入金で行っております。

提案説明は以上となりますが、この後、副町長に補足説明をさせますので、慎重なご審議とともに適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第14号及び議案第16号について説明をさせていただきます。

まず、議案第14号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を致します。議案書は21ページとなります。

予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算補正第1号は、第1条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ3,540万4,000円を追加し、総額をそれぞれ116億7,540万4,000円とするものでございます。

詳細につきまして、歳出の事項別明細書からご説明致します。15 ページをお開きください。

まず、2 款 1 項 11 目、情報化推進費の追加は、障害福祉システムの改修が必要となったため、12 節委託料におきまして、障害福祉システム改修委託として 106 万 4,000 円を計上しております。

続きまして、2 項 3 目、定額減税補足給付金 3,403 万 8,000 円につきましては、定額減税について、令和 7 年度の再算定により令和 6 年度に算定した給付額との差額が生じた場合、その不足額を給付するもので、1 節報酬から、12 節委託料までの事務費の合計 403 万 8,000 円、そして、19 節扶助費定額減税補足給付金 3,000 万 円を計上しております。

続きまして、16 ページ。

4 項 6 目、参議院議員選挙費 30 万 2,000 円は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の成立に伴い、1 款報酬におきまして、その他委員等報酬の基準額増額を行うため、説明欄に記載のとおり追加の予算を計上しております。

次の 6 款 1 項 4 目、畜産業費につきましては、当初予算で計上しております四万十市新食肉センター整備費負担金において、その財源を一般財源から国庫支出金及び町債に財源振替を行ったことによる対応でございます。

歳出の説明は、以上で終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

まず、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金の地方創生推進交付金 57 万 3,000 円は、歳出で説明致しました四万十市新食肉センター整備費負担金の財源とし、同じく、1 目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3,403 万 8,000 円は、定額減税補足給付金事業の財源となっております。

次の 2 目民生費国庫補助金障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金 53 万 1,000 円は、障害福祉システム改修の財源となっております。

次に、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 23 万 8,000 円の減額は、収支の調整を行うものとなっております。

次に、22 款町債、1 項町債、4 目農林水産業債 50 万円の追加は、説明欄に記載のとおり、新食肉センター整備事業の財源となるものでございます。

歳入の説明は、以上で終わります。

次に、9 ページに戻りまして、第 2 表債務負担行為補正をご覧ください。

本件は、四万十市新食肉センター整備費負担金におきまして、物価高騰による資材単価、労務費の増額等により、全体事業費の見直しが必要となったため、限度額の変更を行うものでございます。

続きまして、10 ページの第 3 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、事業債の限度額を調整し、補正前の限度額 10 億 8,920 万円を、補正後は 10 億 8,970 万円とするもので、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、14 ページ、22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 14 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 16 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を致します。本日提出致しました議案書、2 ページとなります。

予算書は補正第 2 号となりまして、1 ページをご覧ください。

一般会計補正予算補正第 2 号は、第 1 条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3 億 380 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 119 億 7,920 万 5,000 円とするものでございます。

詳細につきまして、歳出の事項別明細書からご説明を致します。13 ページをお開きください。

まず、2 款 1 項 6 目、企画費の追加は、12 節委託料におきまして、クラウドファンディングや SNS による情報発信等のため、ご当地 PR 及びふるさと納税支援業務委託として 4,386 万円を計上しております。

次に、14 目ふるさと納税 2 億 5,994 万 1,000 円は、ふるさと納税寄附金を当初予算で計上していた 10 億円から 15 億円の 5 億円増を目指し、7 節報償費、11 節役務費、12 節委託料におきまして、それぞれ必要経費の追加を計上し、12 節委託料では、事業者の販路拡大に係る EC 支援業務や特産品プロモーション、及び施策支援等のため、ご当地 PR 及びふるさと納税支援業務委託として 5,117 万円を計上しており、先ほどご説明致しました 6 目企画費の 12 節委託料と併せまして包括契約を結ぶ予定でございます。

以上で、歳出のご説明は終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

18 款寄附金、1 項寄附金、2 目総務費寄附金のふるさと納税寄附金 5 億円は、10 億円から 15 億円を目指し、予算を計上しております。

次に、中段の 19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億 9,619 万 9,000 円の減額は、収支の調整を行うものとなっております。

歳入の説明は、以上で終わります。

以上で、議案第 16 号の補足説明を終わります。議案第 14 号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 14 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 14 号の質疑を終わります。

次に、議案第 16 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 16 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 14 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 14 号の討論を終わります。

次に、議案第 16 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 16 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 14 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 7 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 13 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてまで、及び議案第 15 号、令和 7 年度黒潮町 GIGA スクールタブレット購入の物品売買契約の締結についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは、議案第 7 号から議案第 13 号、ならびに議案第 15 号につきまして、説明させていただきます。

まず、議案第 7 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例を令和 6 年 12 月に改正したことに伴い、令和 7 年 6 月の期末手当の支給に当たり引用部分を現行規定に合わせるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 8 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、議案第7号と同様に、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例を改正したことに伴い、令和7年6月の期末手当の支給に当たり引用部分を現行規定に合わせるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第9号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が令和7年1月8日に改正され、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条の経過措置規定が令和7年7月1日から施行されることにより、部分休業に関することについて関連する規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第10号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、議案第9号に関連するもので、仕事と育児との両立に資する制度に基づき、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするためのもので、人事院規則に準じ整備する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布され同日付で施行されたことに伴い、物価変動等を考慮した選挙等の円滑な執行を図るため21種類の選挙基準額について改正されたことにより、本条例におきましても公職選挙法に定める選挙長等の報酬について改正する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、公職選挙法施行令が令和7年6月4日に公布され、同日付で施行されたことに伴い、選挙運動用の公費負担額に係る単価の見直しが行われたことにより、本条例におきましてもビラ作成費等について改正する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、4月1日から施行が必要な項目につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、令和7年5月第14回黒潮町議会臨時会にてご承認をいただいたところでございます。

今回はそれ以外の項目について改正をするもので、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義についての規程を加えるなど、条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第15号、令和7年度黒潮町GIGAスクールタブレット購入の物品売買契約の締結について説明させていただきます。

この物品の購入につきましては、高知県教育委員会及び高知県市町村教育委員会連合会が共同で設置する高知県GIGAスクール構想推進協議会による共同調達に基づく入札により落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この契約目的は、令和7年度黒潮町GIGAスクールタブレット購入でございます。

契約の方法は随意契約で、契約金額が3,572万1,504円。

契約の相手方は、高知県高知市帯屋町2丁目5番11号、西日本電信電話株式会社高知支店支店長、齋藤幸生（さいとうゆきお）でございます。

提案説明は以上となりますが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議とともに適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは、議案第7号から議案第12号まで、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第7号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例を令和6年12月に改正しておりますので、本条例の規定中、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の引用部分について、令和7年6月の期末手当の支給に合わせて改正をする必要がありますので、本議会に上程させていただくものでございます。

議案書は2ページ、条例案は3ページ、また、新旧対照表は、参考資料の2ページになります。

それでは、改正箇所について新旧対照表にてご説明させていただきます。参考資料の2ページをお開きください。

第2条につきましては期末手当の額を規定しておりますが、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項の引用部分を、現行に合わせ100分の125に改めるものでございます。

議案書3ページにお戻りください。

附則におきまして、公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

次に、議案第8号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

この条例につきましても、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の改正により、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の引用部分について令和7年6月の期末手当の支給に合わせて改正をする必要がありますので、本議会に上程させていただくものでございます。

議案書は4ページ、条例案は5ページ、また新旧対照表は、参考資料の2ページになります。

新旧対照表にてご説明させていただきます。参考資料の2ページをお開きください。

第4条では期末手当の額を規定しておりますが、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項の引用部分を、現行に合わせ100分の125に改めるものでございます。

議案書5ページにお戻りください。

附則におきまして、公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は6ページ、条例案は7ページから、新旧対照表は参考資料の3ページからになります。

この条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が令和7年1月8日に改正され、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条の経過措置規定が令和7年7月1日から施行

されることになっております。

この経過措置が施行される際には、黒潮町職員の育児休業等に関する条例が法律の改正に対応できる規定である必要がありますので、改正を行うものでございます。

改正の概要は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により部分休業が一日につき2時間を超えない範囲内、または、一年につき条例で定める時間を超えない範囲内のいずれかを職員が選択できることになったことにより、必要な規定を整備するものでございます。

また、改正内容につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正を受けて令和7年4月25日に人事院規則が改正されておりますので、それに準じた内容となっております。

主なものについて、新旧対照表にてご説明させていただきます。参考資料の3ページをお開きください。

第1条の改正は、今回の法改正に伴い項ずれが生じたので、改めるものでございます。

4ページをお願いします。

第9条は、第1項で部分休業の定義していたものを第1号部分休業の定義に改め、同条中の関連部分を改めることにより、育児休業法第19条第2項第1号に規定する、一日につき2時間を超えない範囲内を選択した方の部分休業について定めることになるものです。

5ページをお願いします。

第9条の2を加える改正は、第2号部分休業の定義規定を定め、育児休業法第19条第2項第2号に規定する一年につき条例で定める時間を超えない範囲内を選択した方の承認時間の単位等について定めるものです。

第9条の3は、育児休業法第19条第2項の規定により、条例で定める1年の期間を定めるものです。

6ページをお願いします。

第9条の4を加える改正は、第2号部分休業を選択した方の部分休業の時間の上限について、人事院規則で定める時間を基準として町条例で定める時間を規定するものです。

第9条の5を加える改正は、部分休業の申し出をした内容を変更することができる特別の事情について規定するものです。

第10条は、第9条第1項が改正により部分休業の定義規定がなくなったので、根拠法条項を規定するものでございます。

7ページをお願いします。

第11条の改正は、部分休業の承認の取り消しができる特別の事由を規定するものです。

議案書8ページにお戻りください。

附則第1項におきまして、施行日を令和7年10月1日と規定するものでございます。

附則第2項におきましては、第9条の4の規定は1年について規定しているものですが、令和7年度については条例の施行日から半年の適用となることから、その取り扱いを経過措置として規定するものとなっております。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は9ページ、条例案は10ページから、新旧対照表は参考資料の8ページからになります。

今回の改正は、先ほど補足説明をしました黒潮町職員の育児休業等に関する条例の部分休業などの仕事と育児との両立に資する制度に基づき、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするためのものとなっております。

このため、妊娠、出産時や育児期の職員への面談等による仕事と育児との両立に資する制度周知や、制度利用、働き方の意向聴取、及び聴取した意向への配慮を任命権者に義務付け、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するものとなっております。

また、改正内容は人事院規則に準じた内容となっております。

それでは、主なものについて新旧対照表にてご説明させていただきます。参考資料の8ページをお開きください。

第17条の改正は、項ずれの調整をしたものとなっております。

9ページにかけての第19条の2第1項は、任命権者が黒潮町職員の育児休業等に関する条例第12条第1項に規定する、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置を講ずるに当たって、申し出をした職員に対して講ずる措置を定めるものです。

第19条の2第2項は、任命権者が、3歳に満たない子を養育する職員に対して講ずる措置を定めるものです。

第19条の2第3項は、任命権者が、当該職員の意向に配慮することを定めるものとなっております。

10ページにかけての第19条の3、第19条の4については、文言と条ずれの調整をしたものとなっております。

議案書11ページにお戻りください。

附則第1項におきまして、令和7年10月1日から施行するものとし、附則第2項の経過措置については公布の日から施行するものとして定めるものです。

附則第2項におきましては、条例の施行日前においても3歳に満たない子を養育する職員に対して、改正後の第19条の2第2項の規定の例により措置を講ずることができることを定めるものとなっております。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は12ページ、条例案は13ページ、新旧対照表は参考資料の11ページになります。

この改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布され同日付で施行されたことに伴い、物価変動等を考慮した選挙等の円滑な執行を図るため21種類の選挙基準額について改正されましたので、本条例においても基準額のとおり改正が必要となったことに伴い、公職選挙法に定める選挙長等の報酬について改正するものでございます。

詳細につきまして、新旧対照表にてご説明させていただきます。参考資料の11ページをお開きください。

別表中、選挙長、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、選挙立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人について、それぞれ表中の日額に改正をするものでございます。

13ページにお戻りください。

附則において、公布の日から施行するものとしています。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

最後に、議案第12号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は14ページ、条例案は15ページ、新旧対照表は参考資料の12ページからになります。

この改正につきましては、公職選挙法施行令が令和7年6月4日に公布され、同日付で施行されたことに伴い、選挙運動用の公費負担額に係る単価の見直しが行われましたので、本条例におきましても同様の改正が必

要となったことから、ビラ作成費等の公費負担額について改正をするものでございます。

詳細について、新旧対照表にてご説明させていただきます。参考資料の 12 ページをお開きください。

第 9 条及び第 10 条は、選挙運動用ビラ作成の公費負担等について規定しておりますが、1 枚当たりの単価を 65 銭増額をした 8 円 38 銭に改正するものとなっております。

13 ページをお願いします。

第 13 条は選挙運動用ポスター作成の公費負担額及び支払について規定しておりますが、1 枚当たりの作成単価を 45 円 57 銭増額をした 586 円 88 銭に改正するものです。

議案書 15 ページにお戻りください。

附則において、公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第 12 号の補足説明を終わります。議案第 7 号から議案第 11 号までと併せまして、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは、議案第 13 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 16 ページからになります。

主な改正理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されており、4 月 1 日から施行が必要な項目につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行い、令和 7 年 5 月第 14 回黒潮町議会臨時会にてご承認をいただいたところでございます。

今回は、それ以外の項目について改正をするものです。

それでは、改正の主なものにつきまして、新旧対照表にてご説明を致します。

参考資料の 14 ページをお開きください。

第 18 条の改正につきましては、総務省令の改正により、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義についての規程を加えたものです。

15 ページにかけての第 34 条の 2 では、町民税の所得控除について、新たに創設された特定親族特別控除額の規定を加えたものです。

16 ページにかけての第 36 条の 2 における町民税の申告について、第 1 項では、特定親族特別控除についての規定を加え、第 6 項として、寄附控除を受けようとする場合の規定を加えたものです。

17 ページの第 36 条の 3 の 2 では、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を加え、18 ページにかけての第 36 条の 3 の 3 では、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の規定に特定親族についての規定をするとともに、扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を加えたものです。

19 ページの附則第 16 条の 2 の 2 では、加熱式たばこに係る課税標準の特例について、法改正による加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法の見直しに伴う規定を加えたものです。

議案書の 19 ページにお戻りください。

附則第 1 条において施行日を定めており、令和 8 年 1 月 1 日からの施行としております。

ただし、附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定については、令和 8 年 4 月 1 日から、第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定ならびに次条の規定については、地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日としております。

第 2 条では公示送達に関する経過措置について、第 3 条では町民税に関する経過措置について、第 4 条では

町たばこ税に関する経過措置について規定しております。

以上で、議案第 13 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第 15 号、令和 7 年度黒潮町 GIGA スクールタブレット購入の物品売買契約の締結についての補足説明を致します。議案書は 22 ページ、参考資料も 22 ページからになります。

参考資料の 22 ページをお開きください。

この契約は、文部科学省の GIGA スクール構想の実現に向け、令和 2 年度に小中学校へ整備されたタブレット端末が耐用年数に達したことから、それらを再整備するために行うものです。

契約内容と致しましては、タブレット 696 台の調達で、契約金額は 3,572 万 1,504 円、1 台当たりの単価は 5 万 1,324 円となっております。

本契約は、高知県教育委員会及び高知県市町村教育委員会連合会が共同で設置する高知県 GIGA スクール構想推進協議会による共同調達に基づく一般競争入札において、落札者である、高知県高知市帯屋町 2 丁目 5 番 11 号、西日本電信電話株式会社高知支店支店長、齋藤幸生（さいとうゆきお）との随意契約となるものです。

なお、随意契約の理由は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によります。

タブレット端末の詳細につきましては、参考資料の 23 ページから 24 ページとなりますので、ご確認をお願い致します。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 7 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 8 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 9 号の質疑を終わります。

次に、議案第 10 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 12 号の質疑を終わります。

次に、議案第 13 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 13 号の質疑を終わります。

次に、議案第 15 号、令和 7 年度黒潮町 GIGA スクールタブレット購入の物品売買契約の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 15 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第 7 号から議案第 13 号まで、及び議案第 15 号は、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 9 時 50 分